

令和2年度

厚生年金保険・国民年金事業の概況

令和3年12月

厚生労働省年金局

令和2年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

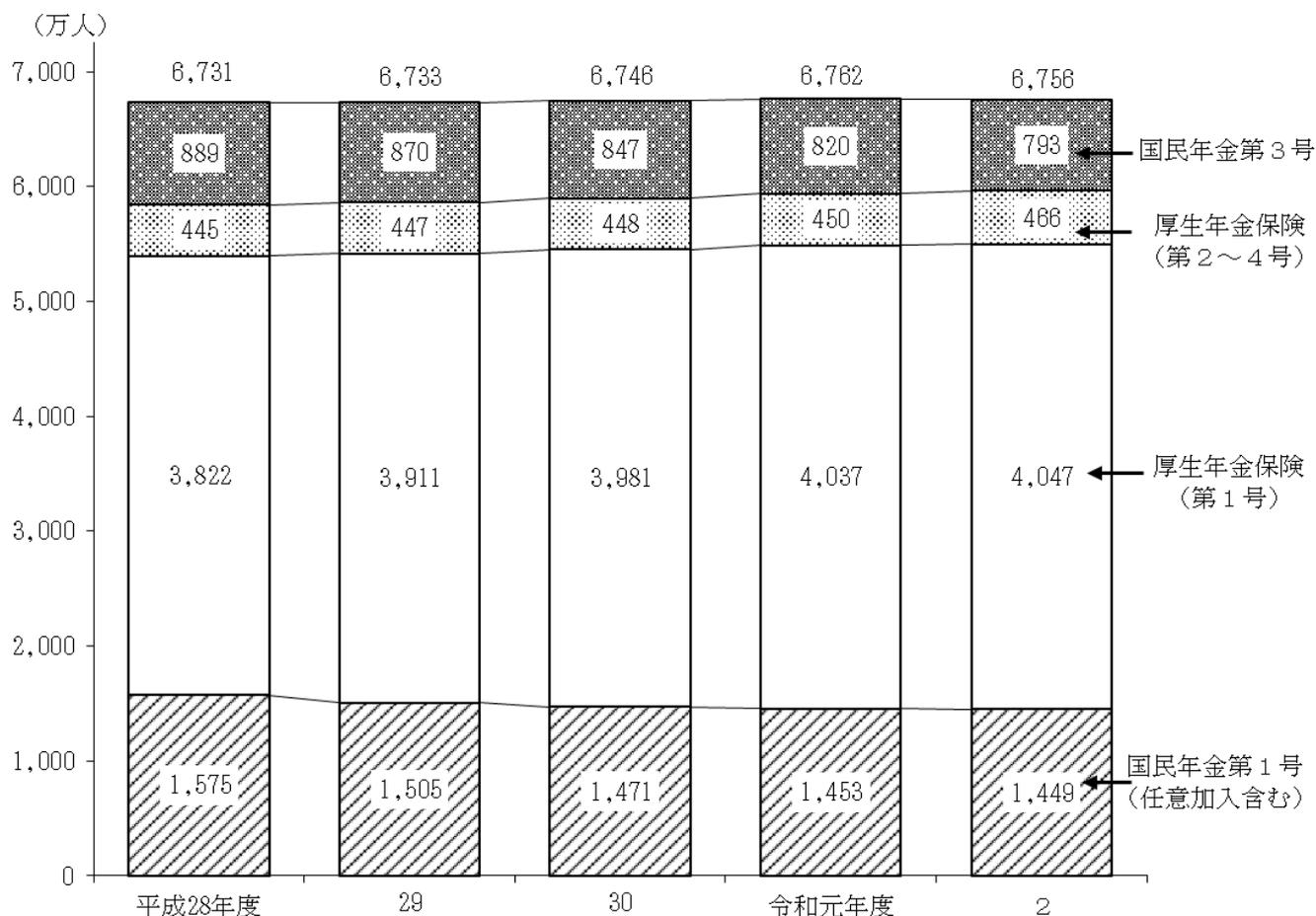
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、令和2年度末現在で6,756万人となっており、前年度末に比べて6万人（0.1%）減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、令和2年度末現在で1,449万人となっており、前年度末に比べて4万人（0.3%）減少している。
- 厚生年金被保険者数（第1～4号）は、令和2年度末現在で4,513万人（うち第1号4,047万人、第2～4号466万人）となっており、前年度末に比べて25万人（0.6%）増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、令和2年度末現在で793万人となっており、前年度末に比べて27万人（3.3%）減少している。

注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

図1 公的年金被保険者数の推移（年度末現在）



- 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,524万人となっており、前年度末に比べて3万人(0.1%)減少している。また、女子は3,231万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)減少している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和2年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第3号 被保険者	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,756	1,449	4,513	4,047	466	793
男子	3,524	758	2,755	2,479	276	12
女子	3,231	691	1,759	1,569	190	781

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

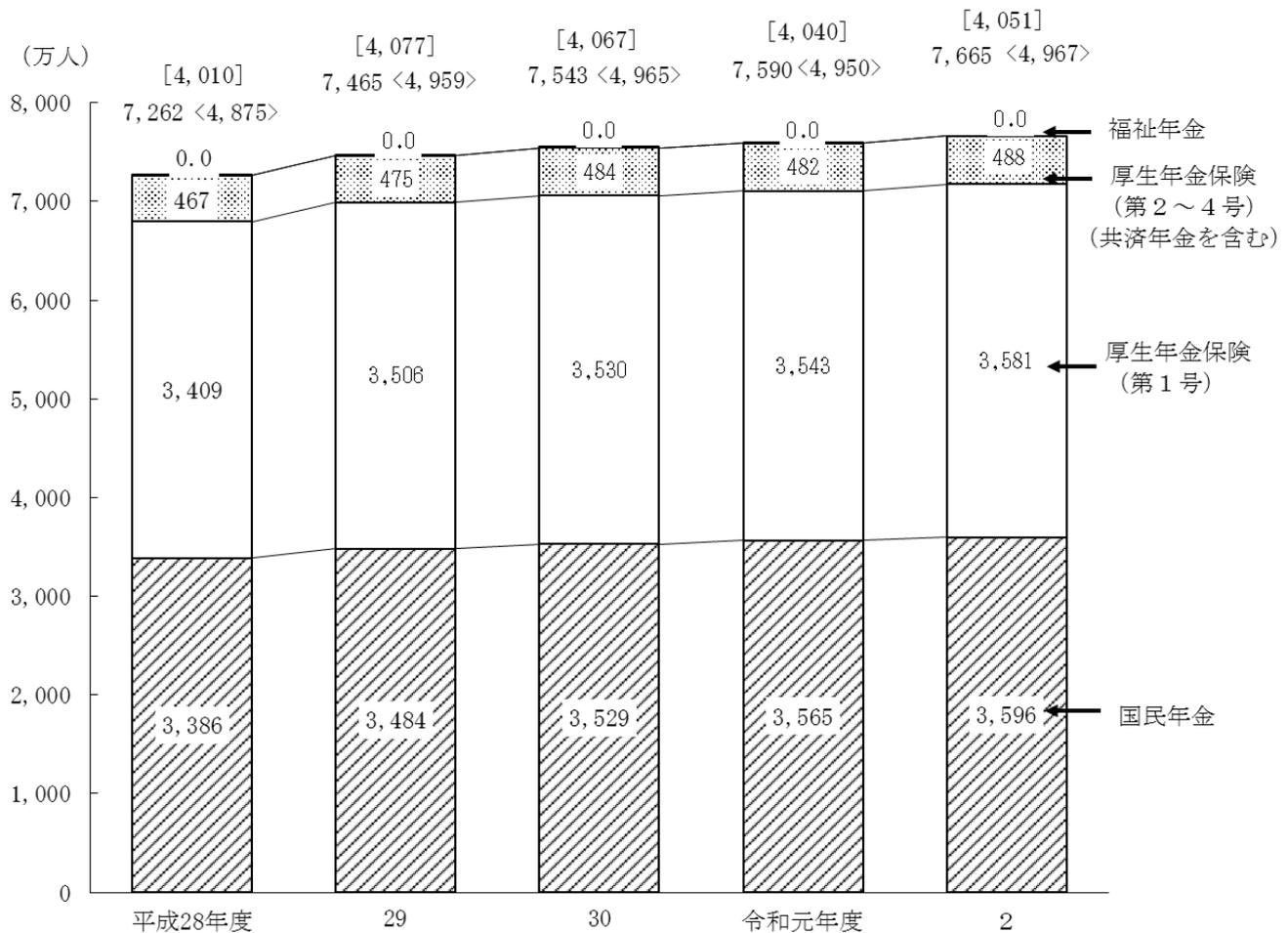
2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、令和2年度末現在で7,665万人となっており、前年度末に比べて76万人（1.0%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、令和2年度末現在で4,051万人であり、前年度末に比べて10万人（0.3%）増加している。

注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険（第1号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第2～4号）の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の受給者を計上している。

- 公的年金受給者の年金総額は、令和2年度末現在で56兆円となっており、前年度末に比べて3千8百億円（0.7%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)		福祉年金	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号) (共済年金を含む)		
平成28年度	548,355	227,156	321,198	257,008	64,190	1
29	554,108	232,642	321,465	258,091	63,374	0
30	555,904	236,380	319,524	256,643	62,881	0
令和元年度	556,262	239,742	316,519	254,965	61,554	0
2	560,078	243,212	316,866	255,715	61,151	0

- 注1．受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
- 2．厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
- 3．厚生年金保険（第2～4号）の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金又は共済年金の年金総額を計上している。
- 4．厚生年金保険（第2～4号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

- 令和2年度末現在の適用事業所数は、250万9千か所であり、前年度末に比べて7.4万か所(3.0%)増加している。
- 被保険者数は、令和2年度末現在で4,047万人となっており、前年度末に比べて10万人(0.2%)増加している。男女別にみると、男子は2,479万人(対前年度末比9万人、0.4%減)、女子は1,569万人(対前年度末比19万人、1.2%増)となっている。
- 短時間労働者数は、令和2年度末現在で53万人となっており、前年度末に比べて6万人(12.3%)増加している。男女別にみると、男子は14万人(対前年度末比1万人、6.6%増)、女子は39万人(対前年度末比5万人、14.4%増)となっている。
- 育児休業等期間中(産前産後休業期間を含む)の保険料免除者数は、令和2年度末現在で45万人であり、前年度末に比べて2万人(5.0%)増加している。男女別にみると、男子は1万人(対前年度末比3千人、35.2%増)、女子は44万人(対前年度末比2万人、4.5%増)となっている。

表3 厚生年金保険(第1号) 適用状況の推移

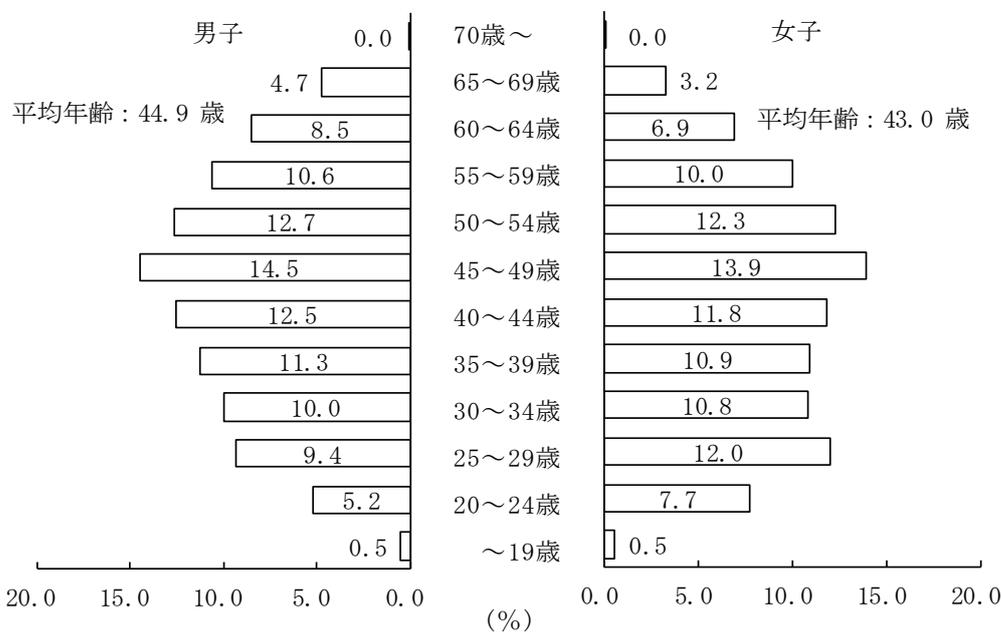
(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	(再掲)短時間 労働者 (千か所)	被保険者数(万人)									
						(再掲)短時間労働者数(万人)			(再掲)育児休業等保険料免除者数(万人)			
			総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	
平成28年度	2,109	27	3,822	2,398	1,424	29	9	20	36	0.3	35	
29	2,227	33	3,911	2,442	1,470	38	11	27	38	0.3	38	
30	2,337	35	3,981	2,469	1,512	43	12	31	41	0.4	41	
令和元年度	2,436	37	4,037	2,488	1,550	47	13	34	43	0.7	42	
2	2,509	38	4,047	2,479	1,569	53	14	39	45	1.0	44	
伸び率 (%)	平成28年度	6.8	・	3.7	2.6	5.6	・	・	・	6.9	25.9	6.8
	29	5.6	21.0	2.3	1.8	3.2	31.8	29.7	32.6	8.3	30.1	8.1
	30	4.9	6.9	1.8	1.1	2.9	13.6	11.0	14.7	6.4	32.3	6.2
	令和元年度	4.2	5.7	1.4	0.8	2.5	8.6	4.3	10.3	5.1	65.4	4.5
	2	3.0	2.7	0.2	△0.4	1.2	12.3	6.6	14.4	5.0	35.2	4.5

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。
 3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 4. 令和2年度末の短時間労働者のうち、強制加入の事業所数は30,073、被保険者数は520,299人、任意加入の事業所数は7,958、被保険者数は9,803人である。
 5. 育児休業等保険料免除者数には産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

- 令和2年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に40代の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は44.9歳、女子は43.0歳となっている。

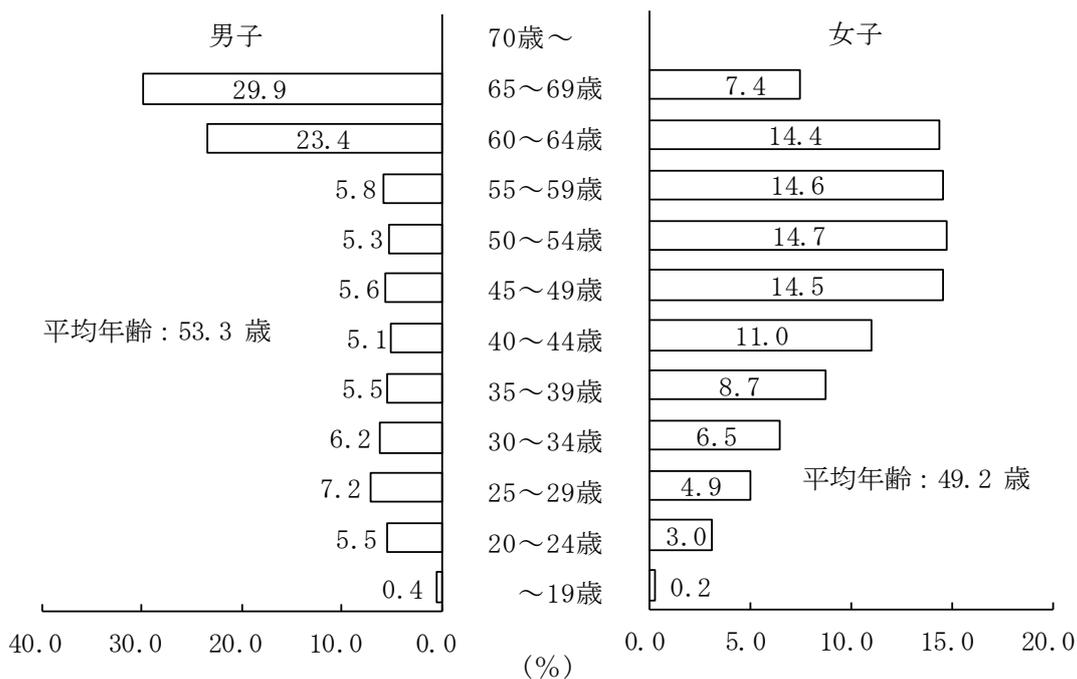
図3 厚生年金保険（第1号）被保険者の年齢構成（令和2年度末）



注. 男子には船員・坑内員を含む。

- 令和2年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60～64歳、65～69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は50～54歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.3歳、女子は49.2歳となっている。

図4 厚生年金保険（第1号）短時間労働者の年齢構成（令和2年度末）



注. 男子には坑内員を含む。

- 標準報酬月額平均は、令和2年度末現在で31万3千円(男子は35万5千円、女子は24万7千円)であり、前年度末に比べて0.5%減少している。令和2年度の年度平均についても、31万3千円(男子は35万5千円、女子は24万6千円)と、前年度に比べて0.1%減少している。
- 短時間労働者の標準報酬月額平均は、令和2年度末現在14万6千円(男子は15万8千円、女子は14万2千円)であり、前年度末に比べて0.8%減少している。令和2年度の年度平均については、14万6千円(男子は15万9千円、女子は14万2千円)と、前年度に比べて0.1%増加している。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、令和2年度で42万7千円(男子は50万4千円、女子は29万6千円)であり、前年度に比べて5.5%減少している。
- 短時間労働者の標準賞与額の1回当たりの平均は、令和2年度で8万7千円(男子は11万5千円、女子は7万8千円)である。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和2年度で442万4千円(男子は506万8千円、女子は340万2千円)であり、前年度に比べて0.6%減少している。
- 短時間労働者の一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、令和2年度で185万8千円(男子は203万7千円、女子は179万3千円)である。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成28年度	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
	29	309,994	351,960	240,264	139,312	152,136	134,033	308,352	350,144	238,693	135,560	148,698	130,026
	30	312,678	354,960	243,623	144,795	158,108	139,489	310,870	352,914	241,940	142,997	156,273	137,618
	令和元年度	314,798	357,226	246,693	146,999	160,307	141,984	312,996	355,229	244,951	146,026	159,335	140,866
	2	313,099	355,232	246,518	145,843	158,111	141,537	312,838	354,921	246,025	146,131	158,834	141,572
伸び率 (%)	平成28年度	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	・	・	・	△ 0.0	0.1	0.4	・	・	・
	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7.5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3.9	3.9	4.1	0.8	0.8	1.4	5.5	5.1	5.8
	令和元年度	0.7	0.6	1.3	1.5	1.4	1.8	0.7	0.7	1.2	2.1	2.0	2.4
	2	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.8	△ 1.4	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.1	0.4	0.1	△ 0.3	0.5

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成28年度	440,335	513,525	304,003	4,375,042	5,012,331	3,292,015
	29	444,626	518,814	308,687	73,474	118,340	52,172	4,386,088	5,030,103	3,312,645	1,683,967	1,884,533	1,599,484
	30	449,984	526,014	313,112	75,952	118,279	57,830	4,424,329	5,074,502	3,358,393	1,776,090	1,972,622	1,696,461
	令和元年度	451,404	527,450	316,599	79,504	120,379	62,719	4,450,343	5,103,451	3,398,066	1,813,728	2,008,934	1,738,059
	2	426,508	504,414	295,861	87,327	114,637	78,030	4,424,204	5,068,255	3,401,652	1,857,558	2,037,255	1,793,057
伸び率 (%)	平成28年度	△ 0.1	0.0	0.3	・	・	・	△ 0.1	△ 0.0	0.3	・	・	・
	29	1.0	1.0	1.5	0.3	0.4	0.6
	30	1.2	1.4	1.4	3.4	△ 0.1	10.8	0.9	0.9	1.4	5.5	4.7	6.1
	令和元年度	0.3	0.3	1.1	4.7	1.8	8.5	0.6	0.6	1.2	2.1	1.8	2.5
	2	△ 5.5	△ 4.4	△ 6.6	9.8	△ 4.8	24.4	△ 0.6	△ 0.7	0.1	2.4	1.4	3.2

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
 2. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 3. 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
 4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
 5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 令和2年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者数は、前年度末に比べて38万人（1.1%）増加し、3,581万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,553万人となっている。

表5 厚生年金保険（第1号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成28年度	3,409	1,496	1,330	42	541
29	3,506	1,521	1,395	43	548
30	3,530	1,541	1,390	44	555
令和元年度	3,543	1,539	1,397	45	562
2	3,581	1,553	1,415	47	567

- 注1．厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
- 2．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 3．遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給者の平均年金月額、令和2年度末現在で、老齢年金は14万6千円となっている。

表6 厚生年金保険（第1号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金			通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		（再掲） 基礎または 定額あり	（再掲） 基礎及び 定額なし			
平成28年度	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694
29	147,051	153,861	72,228	59,621	102,890	84,180
30	145,865	153,049	69,095	60,687	102,855	83,704
令和元年度	146,162	152,109	66,574	61,509	102,711	83,285
2	146,145	151,543	66,934	62,116	102,477	82,947

- 注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 2．「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
- 3．遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
- 4．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和2年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者数は、前年度末に比べて33万人（0.9%）増加し、3,768万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,610万人となっている。

表7 厚生年金保険（第1号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成28年度	3,626	1,569	1,420	60	576
29	3,718	1,590	1,483	62	583
30	3,735	1,609	1,472	63	591
令和元年度	3,735	1,599	1,475	64	597
2	3,768	1,610	1,490	66	602

- 注1．厚生年金保険（第1号）の受給権者は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
- 2．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 3．遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第1号）受給権者の平均年金月額は、令和2年度末現在で、老齢年金は14万4千円となっている。

表8 厚生年金保険（第1号）受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成28年度	145,638	153,951	77,528	59,100	97,039	82,477
29	144,903	152,595	76,033	58,929	97,281	81,986
30	143,761	151,923	73,091	59,998	97,246	81,566
令和元年度	144,268	151,068	70,492	60,842	97,175	81,201
2	144,366	150,580	70,924	61,445	97,061	80,892

- 注1．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 2．「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
- 3．遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
- 4．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和2年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、前年度末に比べて750億円（0.3%）増加し、25兆5,715億円となっている。

表9 厚生年金保険（第1号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成28年度	257,008	175,946	24,018	3,020	54,024
29	258,091	175,534	25,089	3,035	54,433
30	256,643	174,244	24,410	3,072	54,917
令和元年度	254,965	172,034	24,483	3,139	55,309
2	255,715	172,010	24,856	3,221	55,629

- 注1．厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
- 2．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 3．遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 令和2年度末現在の厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、前年度末に比べて525億円（0.2%）増加し、26兆4,886億円となっている。

表10 厚生年金保険（第1号）受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成28年度	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523
29	268,863	181,658	26,691	4,572	55,941
30	267,035	180,125	25,854	4,617	56,439
令和元年度	264,361	176,993	25,847	4,672	56,849
2	264,886	176,759	26,186	4,745	57,196

- 注1．厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額は、厚生年金保険（第1号）受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
- 2．新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
- 3．遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 令和2年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、52万4千人であり、平均年金月額は、8万4千円である。
- 令和2年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、40万人であり、平均年金月額は、8万1千円である。

表11 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成28年度	29.3	77,180	20.8	73,593
29	51.5	82,374	38.9	79,230
30	51.0	86,658	38.0	83,377
令和元年度	28.0	79,579	21.3	77,201
2	52.4	83,956	40.0	80,810

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

注2．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳、令和元年度に63歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳と令和元年度から令和2年度の60歳・61歳・62歳で少なくなっている。なお、これらの者（平成30年度から令和2年度の60歳を除く）には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。

また、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない（繰上げを選択した者を除く）。そのため、平成30年度から令和2年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている。

表12 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33.4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7
令和元年度	0.5	1.0	1.4	40.6	44.2	979.0
2	0.4	1.1	1.4	31.8	42.1	994.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655
29	114,597	119,480	89,199	95,274	102,572	174,535
30	96,673	112,496	87,404	90,957	97,209	172,742
令和元年度	92,548	109,765	114,206	89,364	92,916	171,305
2	92,271	104,007	113,300	90,544	91,322	170,391

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられ、平成30年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成28年度及び平成29年度は63歳までと64歳以降で、平成30年度から令和2年度は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成30年度から令和2年度の60歳で少なくなっている。なお、平成30年度から令和2年度の60歳の受給権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高くなっている。

表13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6
29	8.7	11.4	14.5	15.7	16.3	460.4
30	0.1	11.3	13.3	15.6	16.0	470.8
令和元年度	0.1	10.3	11.7	14.3	16.0	479.6
2	0.1	10.1	12.9	13.4	14.7	487.2

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成28年度	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964
29	53,034	54,522	49,299	50,272	99,889	108,776
30	81,956	54,154	50,006	48,378	51,026	108,756
令和元年度	82,643	54,108	54,689	49,105	49,117	108,813
2	82,547	54,791	54,887	50,889	49,926	109,205

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 令和2年度末現在の在職者の老齢給付の受給権者数は、401万人となっており、前年度末に比べて7万人（1.9%）の増加となっている。
- 令和2年度末現在の在職者の老齢給付の受給者数は、366万人となっており、前年度末に比べて9万人（2.5%）の増加となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成28年度	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)
29	389.4 (228.5)	249.1 (161.1)	140.3 (67.3)	345.7 (227.1)	221.6 (160.6)	124.1 (66.5)
30	400.3 (248.1)	263.6 (174.4)	136.6 (73.7)	357.5 (246.7)	235.0 (173.8)	122.5 (72.9)
令和元年度	393.1 (266.1)	250.5 (186.4)	142.6 (79.6)	357.3 (264.6)	229.2 (185.8)	128.1 (78.8)
2	400.5 (277.4)	250.7 (193.3)	149.8 (84.1)	366.4 (276.0)	231.8 (192.7)	134.5 (83.3)

注1．老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金・25年未満）の受給権者及び受給者を計上している。

2．在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者

② 適用事業所に使用される70歳以上の者

③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

また、本表においては在職者にかかる数値を計上しており、在職老齢年金制度による支給停止の対象とならない者を含む。

3．（ ）内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。

- 新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、令和2年度末現在で1.0%となっている。

表15 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	25,296,195	59,898	0.2	25,069,286	99.1	167,011	0.7
30	26,047,628	77,560	0.3	25,779,911	99.0	190,157	0.7
令和元年度	26,689,859	102,497	0.4	26,365,725	98.8	221,637	0.8
2	27,272,504	128,171	0.5	26,876,735	98.5	267,598	1.0

注1．老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。

2．老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

（参考）

（年度末現在、単位：人、％）

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	24,081,359	46,310	0.2	23,756,169	98.6	278,880	1.2

注．平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。

- ・平成28年度の本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
- ・平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

- 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、令和2年度末現在で1.6%となっている。

表16 厚生年金保険（第1号）
新法厚生年金保険（老齢厚生年金） 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	1,353,086	・	・	1,339,282	99.0	13,801	1.0
29	1,789,123	・	・	1,768,519	98.8	20,600	1.2
30	1,767,764	・	・	1,745,969	98.8	21,790	1.2
令和元年度	1,739,862	・	・	1,714,546	98.5	25,314	1.5
2	1,583,026	・	・	1,557,326	98.4	25,698	1.6

- 注1．繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
 注2．受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険（老齢厚生年金）受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
 注3．老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 令和2年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む）は、1,449万人となっており、前年度末に比べて4万人（0.3%）減少している。男女別にみると、男子は758万人（対前年度末比1万人、0.2%増）、女子は691万人（対前年度末比5万人、0.7%減）となっている。
- 令和2年度末現在の第3号被保険者数は、793万人となっており、前年度末に比べて27万人（3.3%）減少している。男女別にみると、男子は12万人（対前年度末比3千人、2.9%増）、女子は781万人（対前年度末比28万人、3.4%減）となっている。

表17 国民年金 被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者 （任意加入被保険者を含む）							第3号被保険者		
				（再掲）任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成28年度	1,575	816	759	21	5	16	1	889	11	878
29	1,505	779	726	20	4	15	0	870	11	859
30	1,471	764	707	19	4	15	0	847	11	836
令和元年度	1,453	757	696	19	4	15	0	820	11	809
2	1,449	758	691	19	4	15	0	793	12	781

- 令和2年度末現在の全額免除・猶予者数は609万人、全額免除・猶予割合は42.6%となっている。
- 令和2年度末現在の一部免除者数は36万人、一部免除割合は2.5%となっている。
- また、令和元年度から国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される「国民年金保険料の産前産後期間の免除制度」が施行されている。令和2年度末現在の産前産後免除者数は、1万人となっている。

表18 国民年金 保険料全額免除・猶予者数及び一部免除者数の推移

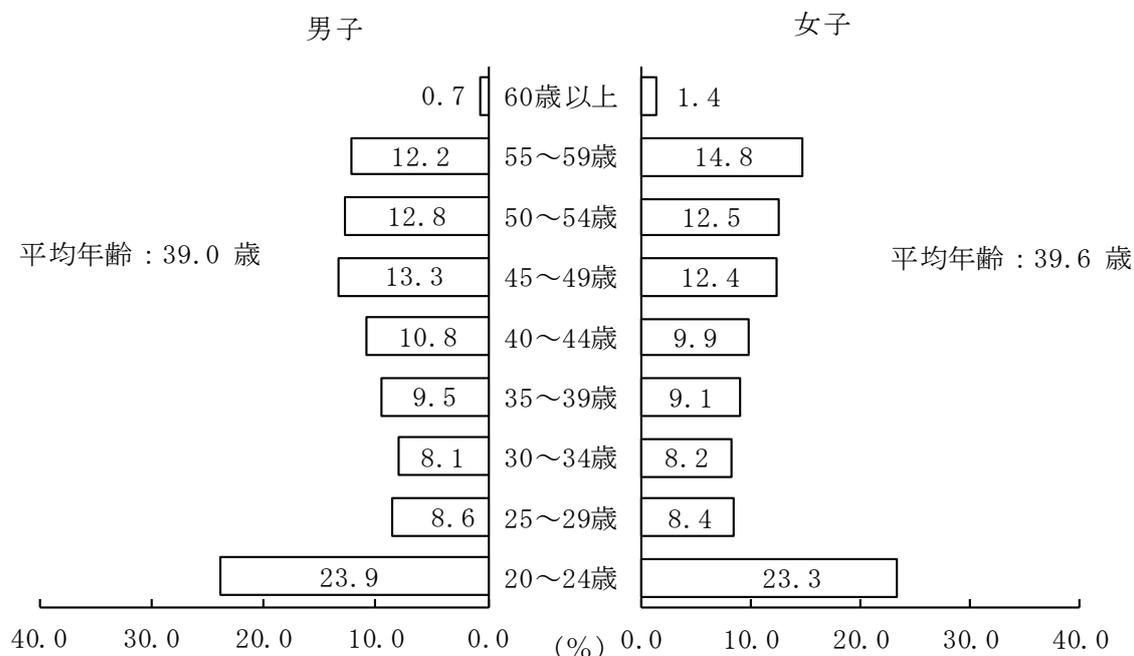
（年度末現在、単位：万人）

	全額免除・猶予者						一部免除者					産前産後免除者
	総数	全額免除・猶予割合 (%)	法定免除	申請全額免除	学生納付特例	納付猶予	総数	一部免除割合 (%)	申請3/4免除	申請半額免除	申請1/4免除	
平成28年度	583	(37.5)	135	221	176	51	43	(2.8)	22	14	7	・
29	574	(38.7)	134	211	176	53	41	(2.8)	21	13	7	・
30	574	(39.5)	135	205	179	55	40	(2.7)	20	13	7	・
令和元年度	583	(40.6)	136	212	180	55	41	(2.8)	20	13	7	1
2	609	(42.6)	139	235	177	58	36	(2.5)	19	11	6	1

注．「全額免除・猶予割合」及び「一部免除割合」とは、全額免除・猶予者数及び一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数（任意加入被保険者を除く）に占める割合（%）である。

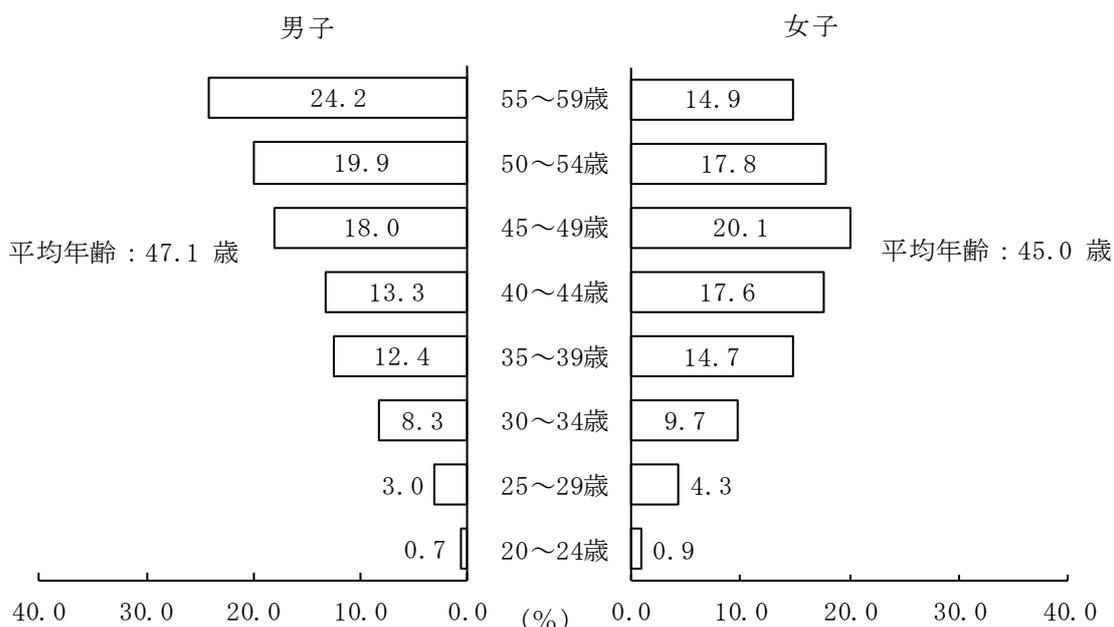
- 令和2年度末現在の被保険者の年齢構成は、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで男子は45～49歳、女子は55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は45～49歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、男子は39歳、女子は39.6歳となっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（令和2年度末）



注. 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（令和2年度末）



(2) 給付状況

- 令和2年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて32万人(0.9%)増加し、3,596万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者数は、751万人となっている。

注．「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表19 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成28年度	3,386 (950) [851]	3,132 (730) [636]	54 (54) [54]	189 (162) [157]	10 (4) [3]
29	3,484 (934) [832]	3,190 (711) [614]	92 (55) [55]	192 (163) [159]	10 (4) [3]
30	3,529 (910) [804]	3,230 (691) [590]	94 (50) [50]	196 (165) [161]	10 (4) [3]
令和元年度	3,565 (887) [777]	3,262 (671) [567]	93 (44) [44]	199 (167) [163]	9 (4) [3]
2	3,596 (863) [751]	3,290 (650) [543]	93 (39) [39]	204 (171) [166]	9 (4) [3]

- 注1．平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 2．()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
- 3．[]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万6千円、令和2年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万1千円となっている。

表20 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成28年度	55,464 (51,329) [49,906]	52,337 (56,582) [54,343]	18,880 (18,880) [18,880]	72,453 (72,721) [72,763]	82,404 (72,579) [68,781]
29	55,615 (51,648) [50,186]	49,907 (55,398) [52,146]	19,091 (18,953) [18,952]	72,245 (72,512) [72,554]	82,932 (74,138) [70,635]
30	55,809 (52,028) [50,520]	53,568 (57,416) [54,614]	19,064 (18,976) [18,974]	72,109 (72,373) [72,415]	83,208 (75,086) [71,789]
令和元年度	56,049 (52,437) [50,875]	53,905 (57,974) [54,917]	19,126 (19,019) [19,015]	72,042 (72,301) [72,341]	83,644 (76,164) [73,079]
2	56,358 (52,896) [51,276]	54,410 (58,421) [55,253]	19,282 (19,091) [19,084]	72,039 (72,290) [72,329]	84,173 (77,276) [74,351]

- 注1. 平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
2. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。
3. []内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。

- 令和2年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて32万人（0.9%）増加し、3,660万人となっている。そのうち、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者数は、769万人となっている。

表21 国民年金 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成28年度	3,447 (972) [870]	3,166 (737) [642]	54 (54) [54]	202 (172) [167]	25 (9) [7]
29	3,547 (956) [851]	3,225 (718) [620]	93 (56) [56]	206 (174) [169]	24 (8) [7]
30	3,593 (932) [823]	3,266 (698) [596]	95 (50) [50]	209 (176) [171]	23 (8) [7]
令和元年度	3,629 (908) [796]	3,299 (678) [573]	94 (45) [44]	212 (178) [172]	23 (8) [7]
2	3,660 (884) [769]	3,328 (656) [548]	94 (39) [39]	216 (180) [175]	23 (8) [7]

- 注1．平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外の場合は「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 2．（ ）内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
- 3．[]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万6千円、令和2年度新規裁定者で5万4千円となっている。また、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万1千円となっている。

表22 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金 ・25年以上		通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成28年度	55,373	52,336	18,869	72,159	62,568
	(51,221)	(56,575)	(18,869)	(72,459)	(58,266)
	[49,787]	[54,333]	[18,869]	[72,513]	[56,535]
29	55,518	49,896	19,088	71,963	62,771
	(51,528)	(55,359)	(18,937)	(72,256)	(59,000)
	[50,053]	[52,098]	[18,935]	[72,310]	[57,352]
30	55,708	53,572	19,061	71,837	62,857
	(51,901)	(57,414)	(18,957)	(72,127)	(59,398)
	[50,378]	[54,613]	[18,955]	[72,179]	[57,858]
令和元年度	55,946	53,914	19,124	71,788	62,943
	(52,302)	(57,972)	(18,998)	(72,070)	(59,755)
	[50,722]	[54,925]	[18,993]	[72,120]	[58,294]
2	56,252	54,421	19,280	71,806	63,110
	(52,752)	(58,420)	(19,067)	(72,078)	(60,183)
	[51,112]	[55,259]	[19,060]	[72,126]	[58,797]

- 注1．平成29年度以降は、新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
- 2．()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
- 3．[]内は、基礎のみ共済なし・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

- 令和2年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて3,470億円(1.4%)増加し、24兆3,212億円となっている。

表23 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成28年度	227,156	208,481	1,224	16,454	997
29	232,642	212,882	2,104	16,684	972
30	236,380	216,343	2,141	16,938	958
令和元年度	239,742	219,423	2,146	17,235	939
2	243,212	222,529	2,148	17,613	923

- 令和2年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて3,467億円(1.4%)増加し、24兆7,137億円となっている。

表24 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総数	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成28年度	230,966	210,352	1,227	17,533	1,853
29	236,514	214,839	2,124	17,753	1,799
30	240,297	218,361	2,162	18,002	1,772
令和元年度	243,670	221,494	2,167	18,269	1,740
2	247,137	224,660	2,170	18,595	1,712

- 老齢基礎年金の平均年金月額は、令和2年度末現在で5万7千円となっている。

表25 老齢基礎年金（25年以上） 受給者状況の推移

（年度末現在、単位：万人、円）

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成28年度	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270
29	3,125	55,918	387	43,268	2,696	57,410	42	76,655
30	3,177	56,058	380	43,479	2,752	57,466	45	76,274
令和元年度	3,218	56,256	373	43,665	2,796	57,592	49	75,896
2	3,254	56,529	364	43,892	2,835	57,783	55	75,723

注． 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

- 国民年金（5年年金を除く）の受給権者は、繰上げ率が年々低下している。
- 基礎のみ・旧国年の受給権者の繰上げ率は、令和2年度末現在で28.2%、繰下げ率は、令和2年度末現在で1.7%となっている。

表26 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6

	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
			受給率		受給率		受給率
平成28年度	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4
29	7,253,891	2,341,099	32.3	4,807,065	66.3	105,727	1.5
30	7,066,960	2,178,571	30.8	4,780,940	67.7	107,449	1.5
令和元年度	6,877,623	2,030,216	29.5	4,737,113	68.9	110,294	1.6
2	6,671,038	1,884,004	28.2	4,672,583	70.0	114,451	1.7

注1．旧法老齢年金（5年年金を除く）・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

注2．「基礎のみ・旧国年」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金（5年年金を除く）の受給権者を対象としている。

- 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率が低下傾向にある。
- 年度末時点で70歳の基礎のみの受給権者の繰上げ率は、令和2年度末現在で16.8%、繰下げ率は、令和2年度末現在で2.6%となっている。

表27 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成28年度	1,560,487	152,138	9.7	1,389,967	89.1	18,382	1.2
29	2,049,594	192,995	9.4	1,830,042	89.3	26,557	1.3
30	1,999,795	183,400	9.2	1,787,573	89.4	28,822	1.4
令和元年度	1,953,531	179,309	9.2	1,737,634	88.9	36,588	1.9
2	1,774,301	156,611	8.8	1,579,524	89.0	38,166	2.2

	(再掲) 基礎のみ	繰上げ		本来		繰下げ	
		繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成28年度	208,281	42,749	20.5	162,622	78.1	2,910	1.4
29	262,197	51,709	19.7	206,667	78.8	3,821	1.5
30	234,034	44,007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7
令和元年度	216,063	38,063	17.6	173,218	80.2	4,782	2.2
2	193,846	32,474	16.8	156,402	80.7	4,970	2.6

- 注1 . 70歳の老齢基礎年金受給権者を対象としている。
- 2 . 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。
- 3 . 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の繰上げ・繰下げ状況である。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(令和2年度末現在)

都道府県	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	15,529,535	146,145	32,903,946	56,358
北海道	631,133	136,270	1,515,875	55,389
青森県	145,045	122,189	388,838	53,688
岩手県	171,967	126,274	386,405	57,187
宮城県	282,547	139,269	606,235	56,053
秋田県	150,985	122,695	341,768	55,587
山形県	172,413	124,286	345,905	57,195
福島県	272,539	129,892	549,338	56,423
茨城県	345,943	147,359	782,268	56,019
栃木県	247,091	143,000	527,520	56,170
群馬県	252,929	142,705	545,078	57,337
埼玉県	826,872	157,022	1,783,208	55,845
千葉県	711,832	160,817	1,579,991	56,190
東京都	1,246,441	159,393	2,773,663	55,263
神奈川県	1,006,358	166,270	2,111,746	56,286
新潟県	368,801	132,235	682,163	58,525
富山県	188,434	138,863	318,003	59,949
石川県	170,314	136,402	313,410	58,934
福井県	133,346	134,344	220,691	59,234
山梨県	101,463	138,669	235,853	55,854
長野県	330,177	138,563	620,587	58,954
岐阜県	269,270	144,728	567,467	58,207
静岡県	543,834	146,170	1,039,792	58,055
愛知県	866,419	155,471	1,763,919	56,969
三重県	247,960	146,410	499,504	58,413
滋賀県	184,844	149,266	353,684	58,146
京都府	307,243	147,632	673,755	55,312
大阪府	967,988	152,340	2,099,824	54,247
兵庫県	684,088	155,005	1,443,644	56,184
奈良県	164,346	158,796	391,806	55,881
和歌山県	113,255	141,774	287,453	54,642
鳥取県	92,140	127,306	166,589	58,498
島根県	117,992	127,742	215,262	59,169
岡山県	290,925	140,741	531,965	58,810
広島県	402,528	145,834	762,841	58,133
山口県	217,435	143,526	435,485	58,224
徳島県	110,187	127,990	222,471	55,769
香川県	151,308	138,568	285,150	58,938
愛媛県	189,857	134,836	413,639	56,755
高知県	102,151	127,009	224,395	55,038
福岡県	623,000	140,695	1,277,793	55,384
佐賀県	110,364	128,115	232,284	58,056
長崎県	172,391	132,258	401,651	55,474
熊本県	222,649	126,561	509,085	56,788
大分県	158,057	130,962	345,504	55,312
宮崎県	143,841	123,098	322,298	56,404
鹿児島県	205,601	127,047	477,337	56,693
沖縄県	100,803	124,197	292,059	52,206
その他	12,429	129,487	38,745	29,478

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、主に定額部分のない、報酬比例部分のみの者であること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(令和2年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	16,100,133 人	144,366 円	33,281,594 人	56,252 円
60	4,945	90,838	11,982	39,019
61	112,357	59,575	29,160	40,594
62	142,236	60,436	39,064	41,689
63	452,553	78,770	54,421	42,881
64	567,743	80,636	68,045	43,513
小 計	1,279,834	75,922	202,672	42,306
65	589,751	145,337	1,115,761	57,919
66	663,955	145,703	1,302,237	57,737
67	707,861	143,386	1,387,578	57,569
68	764,201	141,979	1,489,726	57,272
69	817,229	140,036	1,573,954	57,169
小 計	3,542,997	143,069	6,869,256	57,502
70	848,754	143,775	1,723,848	57,234
71	879,833	147,105	1,889,928	57,153
72	888,658	146,331	1,916,850	57,066
73	896,622	145,724	1,944,869	56,874
74	697,164	145,467	1,489,005	56,675
小 計	4,211,031	145,705	8,964,500	57,010
75	482,420	147,519	1,035,665	56,235
76	588,844	148,172	1,287,937	56,204
77	641,788	149,924	1,418,765	55,881
78	596,689	152,159	1,327,571	55,651
79	602,257	154,467	1,363,845	55,525
小 計	2,911,998	150,569	6,433,783	55,880
80	526,214	157,097	1,225,487	57,241
81	447,083	158,604	1,053,521	57,024
82	395,666	160,356	942,093	56,866
83	419,389	160,851	1,027,025	56,876
84	370,774	161,719	939,016	56,464
小 計	2,159,126	159,529	5,187,142	56,916
85	347,487	162,711	905,704	56,321
86	289,107	162,887	789,738	56,067
87	249,805	161,929	707,218	55,643
88	226,773	162,660	668,139	55,132
89	183,779	163,514	562,948	54,498
小 計	1,296,951	162,705	3,633,747	55,633
90歳以上	698,196	161,506	1,990,494	50,554

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間を原則として25年以上有する者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和2年度末現在)

年金月額	総数	男子	女子
合計	人 16,100,133	人 10,716,244	人 5,383,889
万円以上 万円未満			
～ 1	100,511	72,507	28,004
1～ 2	18,955	12,071	6,884
2～ 3	66,662	5,395	61,267
3～ 4	119,711	10,170	109,541
4～ 5	125,655	30,714	94,941
5～ 6	170,627	67,421	103,206
6～ 7	401,175	163,063	238,112
7～ 8	694,015	244,810	449,205
8～ 9	934,792	242,657	692,135
9～ 10	1,125,260	273,243	852,017
10～ 11	1,119,158	350,350	768,808
11～ 12	1,018,423	438,683	579,740
12～ 13	926,094	518,659	407,435
13～ 14	897,027	608,992	288,035
14～ 15	913,347	704,371	208,976
15～ 16	945,950	793,583	152,367
16～ 17	994,107	884,219	109,888
17～ 18	1,024,472	948,543	75,929
18～ 19	994,193	942,288	51,905
19～ 20	916,505	879,047	37,458
20～ 21	781,979	757,129	24,850
21～ 22	607,141	590,345	16,796
22～ 23	425,171	414,195	10,976
23～ 24	289,599	282,665	6,934
24～ 25	194,014	190,063	3,951
25～ 26	123,614	121,426	2,188
26～ 27	76,292	75,194	1,098
27～ 28	45,063	44,547	516
28～ 29	22,949	22,741	208
29～ 30	10,951	10,807	144
30～	16,721	16,346	375
平均年金月額	円 144,366	円 164,742	円 103,808

注1．新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2．平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3．本表においては、

- ・厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

(参考資料4)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(令和2年度末現在)

年金月額	総数			(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	33,281,594	14,453,993	18,827,601	6,551,100	1,585,736	4,965,364	5,470,422	1,020,597	4,449,825
万円以上									
万円未満									
～ 1	74,554	12,467	62,087	32,774	1,616	31,158	32,405	1,432	30,973
1 ～ 2	293,600	58,554	235,046	107,707	10,557	97,150	106,685	10,010	96,675
2 ～ 3	928,755	216,991	711,764	313,589	38,774	274,815	310,935	37,582	273,353
3 ～ 4	2,842,021	681,950	2,160,071	1,061,606	153,616	907,990	1,051,134	149,422	901,712
4 ～ 5	4,663,638	1,341,815	3,321,823	1,074,088	227,574	846,514	1,009,237	194,372	814,865
5 ～ 6	7,760,979	3,139,242	4,621,737	1,372,679	334,084	1,038,595	1,117,970	190,829	927,141
6 ～ 7	14,835,773	8,594,057	6,241,716	2,082,802	712,749	1,370,053	1,365,032	339,260	1,025,772
7 ～	1,882,274	408,917	1,473,357	505,855	106,766	399,089	477,024	97,690	379,334
平均年金月額	56,252	59,040	54,112	52,792	56,748	51,529	51,156	54,338	50,426

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

(参考資料5)

(参考) 男女別年金月額階級別通算老齢年金・25年未満受給権者数

【厚生年金保険（第1号）】

(令和2年度末現在)

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	3,719,629	11,180,884	14,900,513
万円以上 万円未満			
～ 1	53,424	822,388	875,812
1 ～ 2	89,376	579,916	669,292
2 ～ 3	132,698	461,869	594,567
3 ～ 4	185,397	565,846	751,243
4 ～ 5	265,449	981,026	1,246,475
5 ～ 6	354,280	1,547,052	1,901,332
6 ～ 7	608,975	2,118,711	2,727,686
7 ～ 8	676,209	2,117,281	2,793,490
8 ～ 9	535,815	1,256,050	1,791,865
9 ～ 10	369,352	488,363	857,715
10 ～	448,654	242,382	691,036
平均年金月額	71,374	58,142	61,445

- 注1. 通算老齢年金・25年未満の受給権者数を計上しており、新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するもの以外を「通算老齢年金・25年未満」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。
3. 厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること、また、年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

【国民年金】

(令和2年度末現在)

年金月額	総数								
	計			(再掲)基礎のみ・旧国年			(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
合計	382,469	555,378	937,847	74,012	319,311	393,323	73,168	318,865	392,033
万円以上 万円未満									
～ 1	43,296	105,464	148,760	15,379	67,225	82,604	15,311	67,192	82,503
1 ～ 2	158,934	222,411	381,345	27,037	117,559	144,596	26,669	117,400	144,069
2 ～ 3	133,012	153,064	286,076	19,322	85,699	105,021	19,037	85,550	104,587
3 ～ 4	42,839	58,499	101,338	9,673	35,853	45,526	9,554	35,760	45,314
4 ～ 5	4,111	14,888	18,999	2,377	12,130	14,507	2,373	12,119	14,492
5 ～	277	1,052	1,329	224	845	1,069	224	844	1,068
平均年金月額	19,962	18,811	19,280	19,263	19,021	19,067	19,248	19,016	19,060

- 注1. 旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者（受給資格期間が原則として25年未満の者）の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。
2. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金の受給権者をいう。
3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給権者の数である。

(参考資料6)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成28年度	26,682	21,946	4,736
29	26,063	20,479	5,584
30	28,793	21,841	6,952
令和元年度	29,391	21,485	7,906
2	29,781	20,695	9,086

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成28年度	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967
29	2,805	142,713	111,892	△ 30,821	2,510	49,741	80,799	31,058
30	2,862	143,208	112,272	△ 30,937	2,546	51,436	82,701	31,265
令和元年度	2,982	143,162	114,025	△ 29,137	2,481	53,405	84,056	30,651
2	2,310	145,061	115,963	△ 29,098	2,070	51,585	82,358	30,774

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
 2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成28年度	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194
29	169	130,401	128,383	△ 2,018	115	32,989	37,702	4,713
30	245	128,935	122,545	△ 6,390	158	34,434	39,499	5,065
令和元年度	294	131,592	125,542	△ 6,049	187	37,159	42,248	5,089
2	341	136,494	131,163	△ 5,330	249	40,945	46,895	5,950

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間又は 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。

④ 学生でないこと。

⑤ 以下のいずれかに該当すること

ア. 国、地方公共団体又は従業員数が 501 人以上の会社で働いている。

イ. 従業員数が 500 人以下の会社で働いていて、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている。

なお、この統計においては、⑤のアに該当する短時間労働者を「強制加入」、⑤のイに該当する短時間労働者を「任意加入」としている。

新法・旧法

昭和 60 年に国民年金法等の一部が改正され、昭和 61 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和 60 年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和 16 年 4 月 2 日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数又は受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがなにかぎり、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧法旧共済組合	新法旧共済組合
老齢給付					
老齢年金	老齢年金	老齢年金 (養老年金)	老齢厚生年金	退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 ・ 25年未満	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	特例老齢年金	通算退職年金	通退相当 ・ 25年未満
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注. 平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢給付		
老齢年金 ・25年以上	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金 } 25年以上 } 25年未満
通算老齢年金 ・25年未満	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

(旧法における) 老齢年金

- ① 旧法厚生年金保険の年金であり、原則として、被保険者期間が20年以上（中高齢特例に該当する場合は15年以上）ある者が60歳から支給される年金をいう。
- ② 旧法国民年金の年金であり、原則として、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上ある者が65歳から支給される年金をいう。

(旧法における) 通算老齢年金

旧法厚生年金保険及び旧法国民年金の年金であり、いくつかの年金制度に加入した者が、各年金制度の加入期間を合計（通算）して一定期間以上ある場合に、各制度からそれぞれの加入期間に応じて支給される年金をいう。なお、特に断りがないかぎり、旧法の通算老齢年金（退職）には、特例老齢年金を含んでいる。

(新法の老齢厚生年金の) 老齢相当、通老相当・25年未満

この統計においては、新法の老齢厚生年金のうち、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上（昭和27年4月1日以前生まれの者。昭和27年4月2日以降生まれの者は段階的に21年以上に引き上がり、昭和31年4月2日以降生まれの者は25年以上。中高齢特例に該当する場合は15年以上）の者で、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」に、新法の老齢厚生年金のうち「老齢相当」以外のものを「通老相当・25年未満」として計上している。

なお、旧共済組合の新法の退職共済年金も同様に、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」、「退年相当」以外のものを「通退相当・25年未満」に計上している。

(新法基礎年金の) 25年以上、25年未満

この統計においては、老齢基礎年金のうち、原則として、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものを「25年以上」に、老齢基礎年金のうち、「25年以上」以外のものを「25年未満」として計上している。

なお、平成29年8月に、年金を受給するための受給資格期間が25年から10年に短縮されたが、平成29年7月以前においても、老齢基礎年金の支給要件の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間が25年未満であっても、老齢基礎年金を受給できる場合がある。その特例に該当するものについても「25年以上」に計上している。

(厚生年金保険計における) 老齢年金

この統計においては、旧法厚生年金保険の老齢年金、旧法船員保険の老齢年金、老齢厚生年金の老齢相当、旧共済組合旧法の退職年金、減額退職年金及び退職共済年金の退年相当の総計

をいう。

（国民年金計における）老齢年金・25年以上

この統計においては、旧法国民年金の老齢年金及び基礎年金の25年以上の総計をいう。

（厚生年金保険計、国民年金計における）通算老齢年金・25年未満

この統計においては、

- ① 旧法厚生年金保険の通算老齢年金、旧法船員保険の通算老齢年金、老齢厚生年金の通老相当・25年未満、旧共済組合旧法の通算退職年金及び退職共済年金の通退相当・25年未満の総計
- ② 旧法国民年金の通算老齢年金及び基礎年金の25年未満の総計

をいう。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者又は特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

基礎のみ

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者をいう。

基礎のみ共済なし

新法基礎年金受給権者又は受給者のうち、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者をいう。

遺族年金の短期要件及び長期要件

遺族厚生年金の支給要件のうち、以下の①～③を「短期要件」という。また、④を「長期要件」という。

- ①死亡日に厚生年金保険の被保険者であった場合。
- ②厚生年金保険の被保険者であった間に初診日のあるけがや病気が原因で初診日から5年以内に死亡した場合。
- ③障害等級1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡した場合。
- ④老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給資格期間を満たしている者が死亡した場合

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。

「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）

「－」は計数のないもの

「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの

「…」は計数不明（未調査等）のもの

「△」は負数

- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。

年金生活者支援給付金の状況

年金生活者支援給付金の状況

(1) 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和3年3月）

（単位：件、百万円）

	件数	給付金総額
総数	7,724,044	31,917
老齢年金生活者支援給付金	4,681,461	18,556
補足的な老齢年金生活者支援給付金	961,935	2,028
障害年金生活者支援給付金	2,001,100	10,940
遺族年金生活者支援給付金	79,548	393

注. 令和3年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(2) 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）（令和3年3月）

（単位：円）

	平均給付金額
老齢年金生活者支援給付金	3,964
補足的な老齢年金生活者支援給付金	2,108
障害年金生活者支援給付金	5,467
遺族年金生活者支援給付金	4,942

注. 令和3年3月における平均給付金額（月額）である。

(3) 都道府県別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額（令和3年3月）

（単位：件、百万円）

都道府県	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足の老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	全国	7,724,044	31,917	4,681,461	18,556	961,935	2,028	2,001,100	10,940	79,548
北海道	474,554	1,919	301,221	1,176	59,364	125	110,539	601	3,430	17
青森県	123,365	562	79,949	368	13,673	29	28,749	160	994	5
岩手県	91,174	423	52,207	242	10,550	23	27,321	153	1,096	5
宮城県	131,574	565	78,329	324	14,883	31	36,652	201	1,710	8
秋田県	83,980	377	52,388	238	10,565	23	20,276	112	751	4
山形県	61,405	283	33,095	151	7,146	16	20,373	112	791	4
福島県	115,462	508	66,836	289	13,872	30	33,284	182	1,470	7
茨城県	159,227	672	99,623	404	17,618	37	40,047	221	1,939	10
栃木県	107,386	466	63,597	266	12,167	26	30,255	167	1,367	7
群馬県	114,423	491	66,629	276	15,358	33	31,086	175	1,350	7
埼玉県	356,803	1,394	222,636	812	42,176	86	87,575	474	4,416	22
千葉県	326,596	1,302	203,892	757	36,479	76	82,598	452	3,627	18
東京都	647,141	2,519	406,308	1,468	77,171	162	157,067	856	6,595	33
神奈川県	451,686	1,724	275,184	942	51,726	106	119,908	652	4,868	24
新潟県	127,650	562	68,908	295	15,722	34	41,376	225	1,644	8
富山県	50,194	216	24,857	102	7,379	17	17,242	94	716	4
石川県	60,729	258	31,321	127	8,607	19	20,024	109	777	4
福井県	33,449	148	15,670	65	4,298	9	12,926	70	555	3
山梨県	52,840	232	32,142	139	6,079	13	14,075	77	544	3
長野県	116,251	510	58,586	246	14,763	32	41,477	225	1,425	7
岐阜県	105,511	446	59,185	240	14,417	32	30,550	167	1,359	7
静岡県	185,080	784	100,894	409	24,411	52	57,431	312	2,344	12
愛知県	342,748	1,378	200,704	756	42,408	87	95,111	513	4,525	22
三重県	106,510	454	60,200	251	15,256	34	29,945	164	1,109	5
滋賀県	66,275	286	35,478	148	8,819	19	20,980	114	998	5
京都府	179,783	724	112,648	439	23,844	50	41,773	228	1,518	8
大阪府	617,946	2,381	401,966	1,464	75,240	150	135,455	741	5,285	26
兵庫県	361,896	1,418	233,224	870	45,900	96	79,366	435	3,406	17
奈良県	96,231	402	62,781	256	10,862	23	21,767	120	821	4
和歌山県	86,353	368	55,855	234	10,342	22	19,495	108	661	3
鳥取県	34,606	151	18,119	78	5,030	11	11,049	60	408	2
島根県	44,122	194	22,924	98	6,063	13	14,646	81	489	2
岡山県	112,884	476	61,573	254	18,044	39	32,117	177	1,150	6
広島県	169,796	682	97,867	377	25,445	55	44,743	242	1,741	9
山口県	102,383	421	61,134	247	16,417	37	23,962	134	870	4
徳島県	60,612	265	36,965	160	7,892	17	15,324	86	431	2
香川県	58,752	249	32,694	138	9,800	22	15,611	86	647	3
愛媛県	118,400	509	71,198	307	16,705	36	29,554	161	943	5
高知県	67,431	294	42,454	188	9,111	20	15,385	84	481	2
福岡県	354,644	1,476	219,603	887	42,959	88	88,743	485	3,339	16
佐賀県	49,803	223	26,565	117	6,259	14	16,352	89	627	3
長崎県	117,832	515	74,258	322	13,847	29	28,775	159	952	5
熊本県	138,544	613	80,279	353	17,584	38	39,480	217	1,201	6
大分県	96,493	407	60,525	252	12,251	25	22,993	126	724	4
宮崎県	97,395	420	57,816	250	13,743	29	24,981	137	855	4
鹿児島県	154,031	682	92,785	418	21,630	48	38,308	210	1,308	6
沖縄県	112,035	565	68,356	355	8,055	16	34,342	187	1,282	6
その他	59	0	33	0	5	0	12	0	9	0

注. 令和3年3月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(4) 年齢別 年金生活者支援給付金件数及び平均給付金額（月額）

老齢年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	4,681,461	3,964
70歳未満	521,717	4,443
70～74歳	782,260	3,995
75～79歳	833,265	3,785
80～84歳	896,013	3,873
85～89歳	827,091	3,870
90歳以上	821,115	4,005

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件、円）

年齢	件数	平均給付金額
総数	961,935	2,108
70歳未満	103,334	1,979
70～74歳	241,164	1,965
75～79歳	203,405	2,006
80～84歳	178,599	2,125
85～89歳	146,287	2,276
90歳以上	89,146	2,567

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	2,001,100	5,467
20～29歳	227,326	5,457
30～39歳	273,661	5,408
40～49歳	376,941	5,388
50～59歳	391,163	5,399
60～69歳	368,291	5,493
70～79歳	261,626	5,609
80歳以上	102,092	5,744

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件、円）

年 齢	件数	平均給付金額
総 数	79,548	4,942
20歳未満	6,548	3,964
20～29歳	644	5,030
30～39歳	8,952	5,030
40～49歳	38,346	5,030
50～59歳	23,802	5,030
60歳以上	1,256	5,030

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(5) 男女別給付金額階級別 年金生活者支援給付金件数

老齢年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件）

給付金額	総数		
		男子	女子
総数	4,681,461	732,805	3,948,656
千円以上 千円未満			
～ 1	101,867	11,138	90,729
1 ～ 2	370,332	61,135	309,197
2 ～ 3	700,034	68,314	631,720
3 ～ 4	1,131,452	130,776	1,000,676
4 ～ 5	1,051,150	192,485	858,665
5 ～ 6	1,039,511	195,172	844,339
6 ～ 7	152,578	38,347	114,231
7 ～ 8	74,670	19,797	54,873
8 ～ 9	35,867	9,636	26,231
9 ～ 10	15,677	4,132	11,545
10 ～	8,323	1,873	6,450
平均給付金額	円 3,964	円 4,304	円 3,901

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

補足的老齢年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件）

給付金額	総数		
		男子	女子
総数	961,935	173,203	788,732
千円以上 千円未満			
～ 1	234,078	47,846	186,232
1 ～ 2	240,497	47,120	193,377
2 ～ 3	227,707	36,930	190,777
3 ～ 4	173,775	25,744	148,031
4 ～	85,878	15,563	70,315
平均給付金額	円 2,108	円 1,987	円 2,135

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

障害年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	2,001,100
千円以上	千円未満
5 ～ 6	1,306,127
6 ～ 7	694,973
平均給付金額	円 5,467

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

遺族年金生活者支援給付金（令和3年3月）

（単位：件）

給付金額	件数
総数	79,548
千円以上	千円未満
～ 1	18
1 ～ 2	677
2 ～ 3	1,822
3 ～ 4	—
4 ～ 5	—
5 ～	77,031
平均給付金額	円 4,942

注. 令和3年3月において認定されている件数及び平均給付金額（月額）である。

(6) 月別 年金生活者支援給付金件数及び給付金総額

月 別	総数		老齢年金 生活者支援給付金		補足的な老齢年金 生活者支援給付金		障害年金 生活者支援給付金		遺族年金 生活者支援給付金	
	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額	件数	給付金総額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
令和2年4月	7,571,714	31,409	4,640,574	18,468	917,200	1,944	1,944,111	10,652	69,829	345
令和2年5月	7,568,263	31,395	4,637,201	18,452	916,262	1,942	1,944,464	10,653	70,336	348
令和2年6月	7,562,009	31,369	4,631,478	18,428	915,251	1,939	1,944,254	10,650	71,026	351
令和2年7月	7,567,956	31,396	4,632,375	18,430	914,915	1,938	1,948,583	10,672	72,083	356
令和2年8月	7,514,286	31,145	4,578,142	18,199	921,617	1,950	1,942,464	10,639	72,063	356
令和2年9月	7,176,211	29,877	4,315,982	17,087	846,919	1,803	1,940,944	10,629	72,366	358
令和2年10月	7,206,083	30,012	4,329,447	17,142	847,918	1,804	1,955,181	10,703	73,537	364
令和2年11月	7,668,577	31,690	4,662,832	18,486	955,083	2,019	1,974,802	10,809	75,860	376
令和2年12月	7,698,314	31,810	4,678,150	18,549	958,866	2,026	1,984,421	10,856	76,877	380
令和3年1月	7,719,362	31,896	4,686,843	18,582	961,664	2,030	1,993,003	10,900	77,852	385
令和3年2月	7,729,263	31,934	4,689,321	18,588	963,199	2,031	1,997,994	10,925	78,749	389
令和3年3月	7,724,044	31,917	4,681,461	18,556	961,935	2,028	2,001,100	10,940	79,548	393

注. 各月において認定されている件数及び給付金総額（月額）である。

(7) 月別 年金生活者支援給付金平均給付金額（月額）

月 別	老齢年金 生活者支援給付金	補足的な老齢年金 生活者支援給付金	障害年金 生活者支援給付金	遺族年金 生活者支援給付金
	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額	平均給付金額
令和2年4月	円 3,980	円 2,120	円 5,479	円 4,947
令和2年5月	3,979	2,120	5,479	4,946
令和2年6月	3,979	2,119	5,478	4,945
令和2年7月	3,979	2,118	5,477	4,945
令和2年8月	3,975	2,116	5,477	4,946
令和2年9月	3,959	2,129	5,476	4,945
令和2年10月	3,959	2,128	5,474	4,944
令和2年11月	3,965	2,114	5,473	4,952
令和2年12月	3,965	2,113	5,470	4,943
令和3年1月	3,965	2,111	5,469	4,942
令和3年2月	3,964	2,109	5,468	4,943
令和3年3月	3,964	2,108	5,467	4,942

注. 各月における平均給付金額（月額）である。